

租税特別措置等に係る政策評価（事前評価）について（経緯等）

平成 22 年 10 月 25 日
政策評価広報課

1. 「平成 22 年度税制改正大綱」（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）での決定（参考資料 4 - 1）
 - 政策減税措置のすべてを「ふるい」にかけ、平成 22 年度税制改正から始まる向こう 4 年間で抜本的に見直すこととされた。また、適用実績を明らかにするとともに政策評価を厳格に行うこととされた
 - 見直しの方針（「ふるい」）
 - ◇ 既存の措置（期限あり）：期限到来時に廃止。但し「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）に照らし合理性等が認められる場合のみ存続を検討（原則 3 年以下）。
 - ◇ 既存の措置（期限なし）：「指針」に照らし存続の必要性を判断
 - ◇ 新設・拡充措置：「指針」を踏まえ緊要性を判断、原則 3 年以下の期限
2. 政策評価関係の施行令改正等
 - 「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」を改正し、事前評価の対象の一つとして租税特別措置を明記（平成 22 年 5 月 28 日）（参考資料 4 - 2）
 - 「政策評価に関する基本方針の一部変更」（平成 22 年 5 月 25 日閣議決定）で、租税特別措置等に係る政策を評価の対象に位置づけ。（参考資料 4 - 3）
 - 「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）において、事前評価・事後評価の対象・単位・実施主体・内容・実施時期等を決定。（参考資料 4 - 4）
 - 事前評価・事後評価の様式は各府省共通。要望内容、必要性・有効性・相当性等を記載。（参考資料 4 - 5）
3. 事前評価の実施
 - 各府省は、8 月末の税制要望並びに 10 月 15 日の追加要望にあわせ、事前評価を実施。
 - 総務省は、各府省で実施された事前評価について点検を実施。8 月末の税制要望については 10 月 21 日に税制調査会（租特 P T）に点検結果を報告、同日公表（参考資料 4 - 7、4 - 8）。